

熊野町告示第128号

本町の賦課徴収に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所及びその他送達すべき場所が不明であることが判明したため、介護保険法第143条の規定により準用する、地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は、熊野町役場健康福祉部高齢者支援課においてこれを保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば、直ちにこれを交付する。

令和8年9月28日

熊野町長 三 村 裕 史

年度	費目	期別	通知書番号	住所	送達を受けるべき者 氏名又は名称
8	介護保険料	第3期 ～ 第9期	7062	広島県安芸郡熊野町貴船	HATTA EUG ENIA DE S ILVA